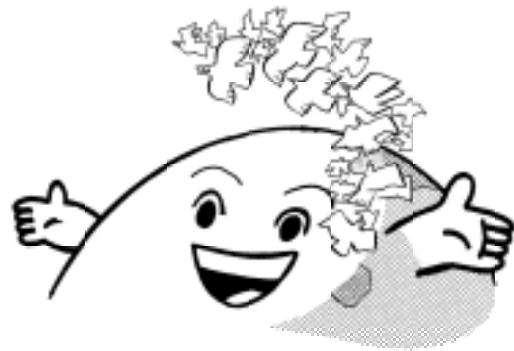


憲法 9 条



守りましょう

憲法は政府をしばり、 国民を守るもの

明治憲法のように、昔の憲法は皇帝や国家権力者が国民を支配するためのものでした。しかし、近代の憲法は、権力者から国民の権利を守るために、「戦争するな」「人権を守れ」などと「政府をしばる」ものです。憲法は、国が国民に約束したルールです。



そして憲法は、国民には思想及び良心の自由、表現の自由、信教の自由、結婚の自由、幸福を追求する権利など様々な権利を保障しています。

国民をしばるものに 基本が変えられる

ところが自民党や民主党の改憲案では、憲法に「国民の義務」や「国民の規範」を盛り込み、憲法を「政府をしばる」ものから、「国民をしばる」ものに変えようとしています。



憲法改悪反対署名に
ご協力を



憲法 9 条

戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和に誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

今こそ生かそう 日本国憲法

戦後 60 周年の今年、自民党や民主党、そして公明党は、平和の憲法をこわす方向での動きを一段と強めています。

その焦点は、憲法 9 条を改悪して、「海外での武力行使」のできる国に変えようという点にあります。

憲法を改悪して、アメリカの要求に応じて海外派兵にいつそう道を開くことは明らかです。

平和の憲法は、私たちがアジア・太平洋での侵略戦争とその惨害という痛苦の教訓のうえにつくりあげたものです。21 世紀を大きく展望すれば、憲法 9 条を大きく輝かせてこそ、日本とアジアの平和と安定の道をひろげることができます。

